



2024年2月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ グ ア  
代 表 者 名 代表取締役社長 川瀬 紀彦  
(コード番号：7090 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 大浦 徹也  
(TEL：06-7777-0159)

### 取締役1名に対する辞任勧告の決議及び取締役の辞任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役の文元達也氏に対する辞任勧告を決議し、本人から当該辞任勧告に応じる旨の申し出があったため、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 当該取締役に対する辞任勧告について

##### (1) 辞任勧告を受けた取締役

文元 達也（取締役）

##### (2) 辞任勧告の理由

2023年12月、当社顧客より取締役の文元達也氏（以下「文元氏」といいます。）との個人取引に関する問合せがあり、文元氏にヒアリングを実施した結果、本人が個人取引を認めたことにより、本件が発覚いたしました。

2024年1月、常勤監査役を委員長とする調査委員会を設置し、顧問弁護士および当社とは利害関係のない外部弁護士等の意見を受けながら調査を行ってまいりました。調査の結果、2020年から2023年にかけて、文元氏が複数の当社顧客に対して、個人契約での直接取引を打診し、コンサルティング収入を得ていたこと、複数の当社顧客を他企業に紹介し、紹介先企業から紹介手数料を得ていたこと、当社取引先からキックバックを得ていたこと等により、計4年間で約3,000万円の個人収入があったこと等が判明いたしました。

上記の文元氏による行為は、会社法に定める取締役としての善管注意義務及び忠実義務に違反するもの並びに当社取締役規程に違反するものであり、本日開催の取締役会において、文元氏を除く全取締役の一致により、文元氏に対する辞任勧告を決議いたしました。

##### (3) 今後の対応

当社は、上記の文元氏の個人収入のうち、文元氏が当社の取締役としての職務上の地位を利用して不正に利益を得たと考えられる金員を返還するほか、本件調査や顧客対応のために当社が負担した合理的費用の求償に応じること等について、引き続き交渉してまいります。また、文元氏が保有する当社の譲渡制限付株式6,200株については、割当契約書に基づき、当社が全株式を無償取得する旨を本日の取締役会において、文元氏を除く全取締役の一致により、決議いたしました。

(4) 再発防止策について

当社といたしましては、このような事態を厳粛に受け止め、内部監査機能の一層の強化、社内規程や内部通報システムの周知徹底および社内コンプライアンス教育の強化等を図り、今後の再発防止に真摯に取り組んでまいります。

2. 取締役の辞任について

(1) 辞任する取締役

文元 達也（取締役）

(2) 辞任日

2024年2月6日

(3) その他

当該取締役の辞任後においても、法令及び定款に定める取締役の員数は満たしております。

3. 業績への影響について

本件について、2024年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微と考えております。

以上